

『(転ばぬ先の杖!)『非弁行為』ってなに?』

聞き慣れない言葉かと思しますので、「非弁（ひべん）」について意識されている方はそう多くはないかもしれませんが。「非弁行為」を簡単に説明すると「弁護士法に定められている弁護士のみ認められている行為を弁護士以外の者が行うこと」です。非弁行為は、刑罰を受ける可能性もある行為でもあり、悪質な場合には厳しい結果になることもあります。もっとも、非弁行為の内容は必ずしも明確ではありません。

不動産業においては、テナントや居住者との話し合いから紛争に発展してしまうケースもあり、その中で気付かぬうちに非弁行為に該当してしまう可能性もあります。そこで、今回は、裁判例も踏まえて不動産業者が気をつけなくてはならない点（契約更新や賃料の話し合いもダメ？明渡の交渉はダメ？原状回復費用は？等々）をお話しさせていただきたいと思えます。非弁行為の概要を理解して、いざというときに「これって非弁かも？」という疑問を抱いて慎重な対応ができるようにしておきましょう。

◆講師紹介

札幌総合法律事務所 [パートナー弁護士]

弁護士 田代 耕平 (たしろ こうへい)



昭和51年生まれ。旭川市出身。法政大学法学部卒。東北大学法科大学院修了。平成19年弁護士登録。不動産トラブル・欠陥住宅訴訟、企業側の労働問題、悪質クレーマー対策、経営戦略法務（事業整理・再生、M&A）などの分野に注力。建設・不動産関係の取り扱い件数は多く業界の事情にも精通する。

◆主な講演・執筆

◆講演

官公庁、金融機関、各地商工会議所等の依頼講演多数。

◆メディア

- ・北海道新聞 「解決！働くトラブル」（平成25年度連載）
- ・北海道建設新聞 「建設業にまつわる法律」（平成27年度連載）
- ・北海道建設新聞 「弁護士田代耕平のひとりごと」（平成28年より連載中）

- ◆日時 第28回 令和5年2月28日（火）18時～19時半
- ◆場所 北海道建設会館 9階 大会議室（札幌市中央区北4条西3丁目）
- ◆対象 主に不動産業、建設業向けの内容となります。
- ◆定員 65名程度（要申込）※マスク着用、手指消毒のご協力をお願いいたします
- ◆申込方法 参加申込書にご記入のうえ、FAX（Email可）にてお申し込み下さい。

主催 札幌総合法律事務所（弁護士：田代耕平）

後援 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会 株式会社北海道建設新聞社



この用紙をFAXして下さい (FAX : 011-281-8458)

参加申込書

不動産業者・建設業者の法律セミナー (第28回)

令和5年2月28日 (火) 18:00~19:30

『(転ばぬ先の杖!) 『非弁行為』 ってなに?』

場所：北海道建設会館 大会議室 9階 ※ **参加費無料**

弁護士 田代 耕平 (担当：大西) 宛 FAX 番号 011-281-8458

参加人数 () 名

事業所名			
所在地	〒 —		
TEL		FAX	
取りまとめ ご担当者様	部署・お役職	お名前	

※ 記載頂きました個人情報、主催者において実施する事業以外には使用いたしません。また、承諾なく第三者に提供することはありません。但し後援者による各種ご案内につきましてはご了承下さい。

【ご案内】

- (1) 本講座は、隔月1回 (偶数月) に実施の予定です。各回の実施ごとにお申し込み下さい。受講票の発行はありません。定員超過により受付できない場合に限り、当方よりご連絡させていただきます。
- (2) E-MAIL にてお申し込みの際は、標題を「2月28日・建設不動産セミナー」とし、必要事項を記載のうえ、お送り下さい。 送信先アドレス：seminar@sapporo-sogo-lo.com

【お問い合わせ】

札幌総合法律事務所 事務局 (担当：大西)

TEL 011-281-8448 FAX 011-281-8458 E-MAIL info@sapporo-sogo-lo.com